

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 3
【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 加畠 直之
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】 令和7年12月15日
【提出日】 令和7年12月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2
【提出形態】 連名
【変更報告書提出事由】 1%以上の重要な契約を変更したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	タツモ株式会社
証券コード	6266
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	M & G インベストメント・マネジメント・リミテッド (M&G Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国、ロンドン、フェンチャーチ・アベニュー10、EC3M 5AG
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和43年8月5日
代表者氏名	ジョセフ・ピント
代表者役職	アセット・マネジメント担当C E O
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 山田 貴彦
電話番号	03-6775-1000

(2)【保有目的】

純投資(投資一任契約に基づく顧客資産の運用に係るもの)

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			848,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 848,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		848,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月15日現在)	V	14,842,354
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		5.71
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.92

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者1及び提出者2は、投資一任契約に基づく顧客資産の運用として株券等に投資をするのに必要な権限を共同で有しております。金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株式の数は、提出者1及び提出者2が共同で権限を有する株式の数です。消費貸借契約により、ゴールドマン・サックス・インターナショナル・リミテッド(GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LIMITED)へ157,700株及びメリルリンチ・インターナショナル(MERRILL LYNCH INTERNATIONAL)へ71,000株貸し出しています。

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	M & G インベストメンツ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(M&G Investments (Singapore) Pte. Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール 048946 マーケット・ストリート138、キャピタグリーン#35-01
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成23年10月21日
代表者氏名	チョ・イー・キー・エイミー
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 山田 貴彦
電話番号	03-6775-1000

(2)【保有目的】

純投資(投資一任契約に基づく顧客資産の運用に係るもの)

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			848,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 848,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		848,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月15日現在)	V	14,842,354
上記提出者の株券等保有割合(%) (T / (U+V) × 100)		5.71
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.92

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者1及び提出者2は、投資一任契約に基づく顧客資産の運用として株券等に投資をするのに必要な権限を共同で有しております。金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株式の数は、提出者1及び提出者2が共同で権限を有する株式の数です。消費貸借契約により、ゴールドマン・サックス・インターナショナル・リミテッド(GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL LIMITED)へ157,700株及びメリルリンチ・インターナショナル(MERRILL LYNCH INTERNATIONAL)へ71,000株貸し出しております。

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) M & G インベストメント・マネジメント・リミテッド(M&G Investment Management Limited)、M & G インベストメンツ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(M&G Investments (Singapore) Pte. Ltd.)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等(株・口)			848,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラン	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	P	Q 848,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T		848,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和7年12月15日現在)	V	14,842,354
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		5.71
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.92

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
M & G インベストメント・マネジメント・リミテッド(M&G Investment Management Limited)、M & G インベストメンツ(シンガポール) ピーティーイー・リミテッド(M&G Investments (Singapore) Pte. Ltd.)	848,000	5.71
合計	848,000	5.71